

広島県人事委員会告示第一号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定による書類の様式等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年二月四日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定による書類の様式等に関する規程の一部を改正する規程

不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定による書類の様式等に関する規程（平成十四年広島県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則の規定による書類の様式等に関する規程
第一条中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

第二条第十九号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項」に改める。
別記様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (規則第 3 条第 1 項)

(本人が請求する場合)

審 査 請 求 書
平成 年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

請求人氏名 ⑩

次のとおり不利益処分に関する審査請求をします。

- 1 請求人の氏名, 住所及び生年月日並びに請求人が現に職員である場合はその職名及び勤務場所
- 2 処分を受けた時の請求人の職名及び勤務場所
- 3 処分者の職名及び氏名
- 4 処分の内容及び処分を受けた年月日
- 5 処分のあったことを知った年月日
- 6 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由
- 7 処分説明書が交付されなかったときは, その経緯
- 8 口頭審理を請求する場合はその旨及び公開又は非公開の別
- 9 人事委員会からの請求人に対する通知先及び連絡先
- 10 審査請求の年月日
- 11 法第49条の3に規定する期間の経過後において審査請求をする場合には, 規則第6条第2項に規定する正当な理由

(代理人が請求する場合)

審 査 請 求 書
平成 年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

請求人代理人氏名 ⑩

次のとおり不利益処分に関する審査請求をします。

- 1 請求人の氏名, 住所及び生年月日並びに請求人が現に職員である場合はその職名及び勤務場所
 - 2 処分を受けた時の請求人の職名及び勤務場所
 - 3 処分者の職名及び氏名
 - 4 処分の内容及び処分を受けた年月日
 - 5 処分のあったことを知った年月日
 - 6 審査請求の趣旨及び処分に対する不服の理由
 - 7 処分説明書が交付されなかったときは, その経緯
 - 8 口頭審理を請求する場合はその旨及び公開又は非公開の別
 - 9 人事委員会からの請求人に対する通知先及び連絡先
 - 10 審査請求の年月日
 - 11 法第49条の3に規定する期間の経過後において審査請求をする場合には, 規則第6条第2項に規定する正当な理由
 - 12 代理人の氏名, 住所及び職名又は職業
- 注 委任状その他代理権の授与を証明する書面を添付すること。

別記様式第十六号中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

別記様式第十九号中「(規則第42条第3項)」を「(規則第42条第4項)」に改める。

別記様式第二十二号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成十四年広島県人事委員会規則第十号)第二条第一号に規定する処分についての不服申立てであつて、この規程の施行前にされた処分に係るものについては、なお従前の例による。